

掛川市規則第9号

掛川市における建築物に附置する駐車場施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 掛川市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第115号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

4 使用 承諾者	住 所	(電話)	借地権の場合記載
	氏 名	Ⓜ	

」

を

「

4 使用 承諾者	住 所	(電話)	借地権の場合記載
	氏 名		

」

に改める。

様式第2号中

「

2 設計者住所氏名	()級 建 築 士 ()登録 号 ()級建築士事務所 ()登録 号 Ⓜ (電話)
3 施行者住所氏名	建設業者 登録第 号 Ⓜ (電話)

」

を

「

2 設計者住所氏名	()級 建 築 士 ()登録 号 ()級建築士事務所 ()登録 号 (電話)
3 施行者住所氏名	建設業者 登録第 号 (電話)

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。